

株式会社アール・エス・シー 定款

制定	昭和 46 年 9 月 10 日	改正	昭和 47 年 5 月 18 日	改正	昭和 48 年 2 月 26 日
改正	昭和 50 年 5 月 28 日	改正	昭和 53 年 4 月 8 日	改正	昭和 56 年 4 月 20 日
改正	昭和 57 年 5 月 25 日	改正	昭和 59 年 5 月 31 日	改正	昭和 61 年 5 月 30 日
改正	昭和 62 年 5 月 25 日	改正	平成 4 年 5 月 29 日	改正	平成 5 年 6 月 28 日
改正	平成 6 年 6 月 27 日	改正	平成 6 年 10 月 1 日	改正	平成 9 年 6 月 27 日
改正	平成 10 年 6 月 26 日	改正	平成 11 年 6 月 25 日	改正	平成 12 年 6 月 29 日
改正	平成 13 年 6 月 28 日	改正	平成 14 年 6 月 27 日	改正	平成 15 年 6 月 27 日
改正	平成 16 年 6 月 29 日	改正	平成 17 年 6 月 29 日	改正	平成 18 年 6 月 29 日
改正	平成 21 年 6 月 26 日	改正	平成 22 年 6 月 29 日	改正	平成 27 年 6 月 26 日
改正	平成 30 年 6 月 28 日	改正	令和 4 年 6 月 29 日		

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社アール・エス・シーと称し、英文では、JAPAN RELIANCE SERVICE CORPORATION と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 総合警備保障事業
2. 警備および安全に関する教育、指導、助言に関する事業
3. 建物内外の保守、管理、清掃業務および建築物の各種設備機器の点検、保守、管理業務
4. 建築工事、一般電気工事、電気通信工事および管工事に関する請負業
5. 建築物の設計および建築工事監理業務の受託
6. 合成洗剤の製造および販売
7. 清掃機材の販売
8. 広告宣伝の請負および代理業
9. 防鼠、害虫駆除、防疫消毒の事業
10. 労働者派遣事業ならびに有料職業紹介事業
11. 家庭用電子機器および家庭用電気機械器具ならびにその部品の製造、検査に関する業務
12. コンピューターソフトウェアの開発、作成、販売
13. 各種イベントの企画、製作
14. 不動産の売買、賃貸借、鑑定ならびにその仲介の事業
15. 不動産に関するコンサルタント業
16. 要介護老人、病人および身体上障害のある者に対する入浴、食事、その他の日常生活における介護サービスに関する業務
17. 介護保険法による指定居宅介護支援事業
18. 福祉、介護および指定居宅介護支援事業に従事する人材の育成と講習の実施
19. 介護保険法による居宅サービス事業
 - (1) 訪問介護
 - (2) 訪問入浴介護
 - (3) 訪問看護
 - (4) 訪問リハビリテーション
 - (5) 通所介護
 - (6) 通所リハビリテーション
 - (7) 福祉用具貸与
 - (8) 特定福祉用具販売
 - (9) 住宅改修
20. 介護保険法による第 1 号訪問事業等
21. 介護保険法による第 1 号通所事業等
22. 介護保険法による介護予防サービス事業
 - (1) 介護予防訪問入浴介護

- (2)介護予防訪問看護
- (3)介護予防訪問リハビリテーション
- (4)介護予防通所リハビリテーション
- (5)介護予防福祉用具貸与
- (6)特定介護予防福祉用具販売
- (7)介護予防住宅改修

- 23. 介護保険法による認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
- 24. 特定施設入居者生活介護における居宅サービス提供並びに特定施設の運営
- 25. 人材の職業適性能力開発のための教育研修に関する業務
- 26. ベビーシッターの育成および斡旋に関する業務ならびに保育所の経営
- 27. 冠婚葬祭に関する情報の提供ならびに仲介斡旋
- 28. 貨物自動車運送事業ならびに貨物運送取扱事業
- 29. 一般および特定旅客自動車運送事業
- 30. 一般および産業廃棄物処理業
- 31. 自動販売機の設置およびその代理
- 32. 飲食店業および食料品、日用品雑貨の販売
- 33. 生ゴミ処理機の販売、設置、メンテナンス
- 34. 理容美容の経営及び請負業務
- 35. 前各号に掲げるものに付随する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都豊島区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1,056万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、買増しという）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、9名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役名誉会長 1 名、取締役会長 1 名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 32 条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 33 条 当社の監査役は、3 名とする。

(監査役の選任)

第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 36 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 39 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 41 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 43 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 44 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 45 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 47 条 当社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 48 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 49 条 当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 50 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 51 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

1. 変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款 15 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款 15 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。